

ミライオ通信



代表あいさつ

モチベーションが事業を変える

「何度も言っても社員は自分の考え方をわかってくれない。」「当社に来るような人材はレベルが低い者ばかりだ。」という社長からの声を最近よく聞きます。

変革を行おうという経営者ほど、従業員の問題に悩んでいます。時代の変化が激しく、またコロナ禍の売上減少の折だからこそ、時代に応じた事業の変革が必要になり、悩むのも当然のことです。

事業の変革には、まず従業員のモチベーション（やる気）をいかに高めるかが重要になります。

モチベーションを高めるのは、従業員に当社の業務について使命感を持ってもらうことから始まります。「お客様のため、社会のため、我々の事業はこのように役に立ち、今後もさらに役に立っていこう。」ということを経営陣が従業員に熱く語っていくことが必要です。

そして「当社はこの使命を果たすために、事業の夢を具体的な目標にし将来を切り拓いていきます。」というビジョンを語ることができれば、なお従業員のやる気を高めることになります。

モチベーションを高めるには、これだけでは不十分であり、従業員がその気になるための実践項目を逐次、継続的に実践していくことが必要です。

当社のスタッフもお客様の夢と幸せのため、会計・税務だけでなく、経営についても役に立つことを使命としていきたいと思っています。

税理士法人ミライオ

代表社員 林 和夫 税理士・公認会計士
社 員 渡邊 研司 税理士・公認会計士



目次

- ・在宅勤務の費用負担
- ・判例から見る労働法
～時間外労働と使用者責任～
- ・教育資金の一括贈与の見直し
- ・お知らせ
サービス・商品のライフサイクル
お仕事備忘録
スタッフは見た!
相続HPについて

私たちはお客様の夢と幸せの実現のために尽くします。



税理士法人 ミライオ

〒444-0879
愛知県岡崎市竜美中2丁目3番地14
TEL : 0564-57-2559
FAX : 0564-58-3811
Email : hayashi-k@r4.dion.ne.jp



HP



facebook

在宅勤務に係る費用負担



新型コロナウイルス感染症の影響により、企業も様々な対策を講じています。テレワークもその一つです。

テレワークとは「テレ」（離れた所）と「ワーク」（働く）という単語を組み合わせた言葉で、3密を避けたり、緊急事態宣言による制限のある中で、時間や場所に縛られない働き方として採用されています。

その内の一つである在宅勤務によって発生する費用は、電気代やインターネット接続による通信料などがあります。

そして、その料金を従業員個人が負担することが考えられます。

これらの業務のために使用した費用相当額は、金銭にて精算することができます。

その費用相当額のうち、インターネット接続による通信料の算出方法は、次の算式になります。

【算式】

$$\text{業務のために使用した基本使用料や通信料等} = \frac{\text{従業員が負担した1か月の基本使用料や通信料等} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}}$$



【具体例】

4月に従業員が20日間在宅勤務をし、1か月の基本使用料や通信料等を12,000円支払ったときの業務のために使用した費用相当額。

$$12,000 \text{ 円} \times 20 \text{ 日} / 30 \text{ 日} \times 1 / 2 = 4,000 \text{ 円}$$

※円未満の金額は切り上げになります。

上記の【具体例】の場合に、従業員に5,000円支給すると、超過して支払った1,000円(=5,000円 - 4,000円)は、給与として課税されます。

また、費用相当額の計算なしに、渡切りで支給する金銭は、全額給与として扱われます。

国税庁は、この算式を例示していますが、必ずしもこの計算式によらず、より緻密な方法で業務のために使用した費用相当額を計算する場合も容認しています。

その他、電気料金などの計算法は、国税庁の「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

QRコードはこちらです。→



労務情報

判例からみる労働法（時間外労働と使用者責任）

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有しています。

しかしながら、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。）の不適正な運用に伴い、割増賃金の未払いや過重な長時間労働といった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられます。



こうした中、東京高等裁判所では次のような判決例があります。（令和3年1月21日）

【事案の概要】

製造販売を営むA社で働く労働者が、脳出血で死亡したのは長時間労働が原因と遺族が訴えた裁判で、東京高等裁判所は同社と取締役1人に計2,355万円の支払いを命じた。

取締役は労働者の直属の上司だったが、発症の2か月前の残業時間が月111時間、1か月前が85時間に上っていたにもかかわらず、業務量を適切に調整するための具体的な措置を講じておらず、重過失があったと判断している。

【ポイント】

「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」では、月80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との因果関係があるとしています。

また36協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準では、特別条項を設けない場合の一か月の時間外労働の限度が45時間とされています。

不合理な内容の労働管理を行っていると、会社の安全配慮義務違反だけでなく、使用者個人の損害賠償責任まで問われ、労災保険で補填されない賠償金の支払いが生じることもあります。

最近話題の健康経営の推進のためにも、会社は時間外労働を適正に管理することが求められます。



相続情報

教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

資産税に関する令和3年度税制改正において、教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が見直されました。

(1) 制度の概要

教育資金に充てるために、父母や祖父母など直系尊属から資金の贈与を受けた場合に、一定の要件を満たすことで贈与税が非課税になる制度です。

通常の贈与は年間110万円まで非課税ですが、この制度では1,500万円まで非課税になります。

贈与を受ける人の年齢は30歳まで、贈与は金融機関を通して行われることが条件となります。

(2) 税制改正の概要

①若年層への早期の資産移転を促進させるため、制度の適用期限が令和5年3月31日まで延長されます。

②一方で、「相続税の2割加算」を回避する手段に活用される側面もあることから制度が厳格化されます。

		現行	改正案
贈与者死亡時の 管理残額（※1） の取り扱い	死亡前3年以内の 一括贈与	相続税課税（※2） (孫等への2割加算の 適用なし)	相続税課税（※2） (孫等への2割加算の 適用あり)
	死亡前3年超の 一括贈与	相続税非課税	

（※1） 管理残額とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいう。

（※2） 受贈者が23歳未満である場合や学校等に在学している場合などを除く。

(3) 適用の時期

上記は、令和3年4月1日以後の贈与について適用されます。

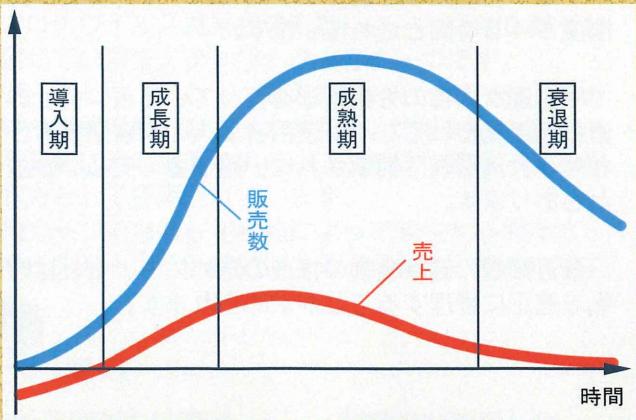
贈与をお考えの方は、ぜひ当事務所にご相談ください。



経営に関するライフサイクルの中から、
サービス、商品のライフサイクルをご紹介

社長！

御社のサービス、商品はどの期にありますか？



サービス、商品は一様にしてこのようなライフサイクルをたどると言われています。

導入期はサービスや商品が話題になり始め、成長期には認知が広まり競合他社が増えます。そして成熟期に需要はピークを迎え、売上も減少していく…この繰り返しです。

だからこそ企業は未来に向けた戦略を検討し、新たな取り組みを模索し、実践し続ける必要があります。

ポストコロナ、ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため国も、過去に例を見ない規模の政策を展開しています。特に「事業再生構築補助金」は、1兆1485億円という巨額の予算が計上されております。

企業として新たな一步を踏み出すには、またとないチャンスです。

ご関心のある方は、当社担当者にお問い合わせください。

お仕事備忘録

・4月15日

令和2年分所得税・消費税・贈与税確定申告書 提出・納付期限
(口座振替による納税…5月31日 ※消費税は5月24日)

・4月給与（3月分）より

健康・介護保険料が変更。※医師国保は介護給付金分が変更。

・7月10日

算定基礎届、労働保険料申告書の提出期限。

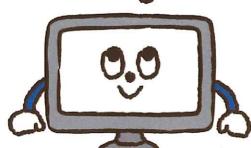
相続専門の
ホームページ

リニューアル
公開しました！

こちらのQRコードから
↓アクセスできます↓



相続の事例紹介や
料金システムについて
詳しく掲載しています。
ブログでは、相続に関する
記事を随時更新しています。
ぜひご覧ください！



スタッフは見た！

～お客様の取り組み紹介～

激論！

真剣であるからこそ

といふことよりもズレて
いることに気づく。



く考れば當方につづれどが眞生人劍じ間にてのな



とばそにしたてたなる。議論を角に泡を飛

批そばそ
判れなこ
しはらで
な氣
い他いを
事人事つ
のがけ
意あなけ
見る。れ



他者の意見とも真剣に
向き合うことで、良い結果が生まれる。
目的・目標は同じなの



税理士・公認会計士 林 和夫
税理士・公認会計士 渡邊 研司
社会保険労務士 鵜飼 靖暢